３、特定事業所集中減算について

特定事業所集中減算とは、公正中立なケアマネジメントの確保の観点から、正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前６月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられたサービスのうち、「訪問介護」、「通所介護」、「福祉用具貸与」又は「地域密着型通所介護」の各サービスのいずれかで、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について、１月につき２００単位を所定単位数から減算するものです。

○判定期間、市への報告期限、減算適用期間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 判定期間 | 市への報告期限・報告先 | 減算適用期間 |
| 前期 | ３月１日～　　８月３１日 | ９月１５日 | 南丹市福祉保健部高齢福祉課 | １０月１日～　　翌年３月３１日 |
| 後期 | ９月１日～　　２月末日 | ３月１５日 | ４月１日～　　９月３０日 |

○算定及び報告方法

　　すべての居宅介護支援事業所は、毎年度、前期及び後期ごとに「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」（様式１）により減算が必要かどうかの判定を行います。

　　その結果、紹介率最高法人が提供するサービスの占める割合が８０％を超える場合は各期の報告期限までに、南丹市へ届け出てください。

　　その際、正当な理由がある場合は、別紙「正当な理由に関する説明書」（様式２）を合わせて提出してください。

　　なお、８０％を超えない場合は、提出は不要ですが、計算結果のわかるものを事業所に保管してください。

○留意事項

　・区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の介護報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、その場合でも、サービスを提供した月でカウントしてください。

例えば、４月サービス分を月遅れで６月に５月サービス分と一緒に請求した場合は、５月なく、４月の件数にカウントします。

・紹介率最高法人が占める割合が８０％を超えた場合と規定されていますが、８０％ちょうどの場合は、減算にはなりません。（80.001％は80％を超えたと見なします。）

・紹介率最高法人の名称の欄には、法人名を記載してください。（事業所名ではありません。）

・「通所介護・地域密着型通所介護（＝通所介護等）」の取扱いについて

　　特定事業所集中減算に係る届出のうち通所介護等については、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数を占める割合を計算することとして差し支えありません。

・「正当な理由に関する説明書」（様式２）における、正当な理由の①について、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（運営規程に定める地域）の記載をお願いします。

　　※様式に記載欄を追加